

土壤汚染対策法第4条に基づく一定の規模以上の土地 の形質の変更の届出の手引き

令和5年1月
尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課

1 一定の規模以上の土地の形質の変更の届出について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条1項の規定により、3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等については、900㎡以上）の土地の形質の変更をしようとするときは届出が必要です。土地の形質の変更に関わる土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合は、法第4条第3項の規定により土地の所有者等に調査命令が出されます。ただし、届出に併せて当該土地の土壤汚染状況調査の結果を提出した場合は、この限りではありません。土壤汚染状況調査の結果の提出については、3頁をご参照ください。

(1) 届出の対象となる一定規模以上の土地の形質の変更とは

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土（仮置きを含む）の別を問わないこととされています。（整地作業及び杭打ちも土地の形質の変更に該当します。）

土地の形質の変更の部分の合計面積が3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地又は有害物質使用特定施設の使用の廃止後、土壤汚染状況調査の結果を未報告で法第3条第1項ただし書の確認もされていない土地においては、900㎡以上）であれば届出の対象となりますが、以下の①から③の全てに該当する場合は届出対象外となります。

- ① 区域外への土壤の搬出がない
- ② 周辺への土壤の飛散・流出がない
- ③ 形質変更の深さが全て50cm未満である

なお、同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して、届出対象面積以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、届け出てください。

(2) 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者

具体的には、土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等^{※1}とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。

※1 「土地の所有者等」とは、形質の変更の対象となる土地の所有者、管理者又は占有者であり、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。「所有者等」に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。その例としては、所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等が考えられます。

(3) 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで（中30日以上）

(4) 提出書類

- ① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
- ② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
 - ・付近見取図
 - ・敷地全体の図面
 - ・土地の形質の変更範囲（掘削範囲・盛土範囲）を明示した平面図^{※2}（筆境界を含む場合は筆境界線を記載）、最も深く掘削する部分及び代表的な部分を明示した立面図及び断面図

※2 土壌汚染状況調査を行うにあたり、土壌汚染対策法施行規則第4条第4項に基づく深さ限定を行う可能性がある場合には、平面図に詳細な掘削深度を記載してください。また、建物の建替工事において、解体工事と新築工事に伴う形質変更の届出を行う場合には、届出の対象が解体工事と新築工事の両方である旨を明記してください。

- ③ 土地の所有に関する書類等^{※3}
 - ・土地の登記事項証明書
 - ・公図の写し（公図には、形質変更範囲を赤線等で記載）

※3 届出者と土地の所有者等が異なる場合には、当該届出を行う旨や法第4条第3項の命令が発出される可能性について、届出義務者から土地の所有者等に対して十分な説明を行ってください。

2 土地の形質の変更の届出に併せて行う土壤汚染状況調査の結果の提出

法第4条第2項の規定により、土地所有者等の全員の同意があれば、前頁の土地の形質の変更の届出に併せてあらかじめ土壤汚染状況調査の結果を提出することができます。この場合、当該調査が指定調査機関により環境省令で定める方法で調査されたものであれば、法第4条第3項の土壤汚染状況調査の命令対象とはなりません。

(1) 届出者

土地の形質の変更をしようとする者（詳細は前頁を参照）

(2) 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで（中30日以上）

※前頁の土地の形質の変更の届出と併せて提出すること。

(3) 提出書類

前頁の土地の形質の変更の届出の提出書類に加えて、以下のものを提出してください。

- ① 土壤汚染状況調査結果報告書（様式第7）
- ② 土壤汚染状況調査の概要に関する資料
 - ・調査の目的 ・調査対象地の所在地、位置図、面積 ・調査期間
- ③ 地歴調査に係る資料
 - ・資料調査、聴取調査及び現地調査結果 ・試料採取等対象物質の種類の特定
 - ・土壤汚染のおそれの区分
- ④ 試料採取等調査に係る資料
 - ・試料採取等を行う区画（起点については、地理座標等を記載し、将来的にも地点を特定できるよう情報を補足してください。） ・試料採取方法及び分析方法 ・分析結果 ・試料採取等調査結果の評価
 - ・濃度計量証明書 ・調査実施写真 ・試料採取記録
 - ・土地の形質変更深さより1mを超える深さの位置の土壤について試料採取等の対象としなかった場合は、その位置を明らかにした図面
- ⑤ 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合の場合、基準不適合箇所を明らかにした図面

※ 届出者と土地の所有者等^{※1}が異なる場合には、届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により、当該土地において土壤汚染状況調査を実施し、その結果を提出することについて土地の所有者等^{※1}の同意を得てください。同意書の添付は不要です。

3 土壤汚染状況調査の結果の報告の命令について

(1) 調査の対象となる土地

一定の規模以上の土地の形質の変更の届出の対象の土地について、以下の「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」のいずれかに該当すると判断された場合、法第4条第3項の規定に基づき尼崎市長より土地所有者等に対して土壤汚染状況調査の結果の報告の命令が出されます。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ⑤ 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(2) 報告の義務者

土壌汚染状況調査の結果の報告の命令を受けた者（土地の所有者等）が調査を実施し、その結果を報告してください。なお、調査の実施にあたっては、指定調査機関に調査の実務を委託する必要があります。

(3) 報告期限

調査の命令書に記載の尼崎市長が定める期限（多くの場合調査命令を受けた日から起算して120日以内）

(4) 提出書類

- ① 土壌汚染状況調査結果報告書（様式第7）
- ② 土壌汚染状況調査の概要に関する資料
 - ・調査の目的 ・調査対象地の所在地、位置図、面積 ・調査期間
- ③ 地歴調査に係る資料
 - ・資料調査、聴取調査及び現地調査結果 ・試料採取等対象物質の種類の特
 - ・土壌汚染のおそれの区分
- ④ 試料採取等調査に係る資料
 - ・試料採取等を行う区画 ・試料採取方法及び分析方法 ・分析結果
 - ・試料採取等調査結果の評価 ・濃度計量証明書 ・調査実施写真 ・試料採取記録
 - ・土地の形質変更深さより1mを超える深さの位置の土壌について試料採取等の対象としなかった場合は、その位置を明らかにした図面
- ⑤ 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に不適合の場合、基準不適合箇所を明らかにした図面

提出・問い合わせ先 尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6305 FAX：06-6489-6300

E-mail：ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

尼 崎 市 長 殿

兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者 尼崎市〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

第4条第1項を囲んでください。

第3条第7項
 土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
 とおり届け出ます。

土地の形質の変更が行われる事業敷地全体の土地の所在地を記載ください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番、〇番（地番）		
土地の形質の変更の場所	尼崎市〇〇町〇番の全部、〇番の一部（地番） 別紙〇のとおり		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積：〇、〇〇〇㎡ ※実測面積 深さ：〇m	実際に形質の変更を行う土地の所在地を記載し、場所を示す図面を添付ください。各地番の全部か一部かを明らかにしてください。地番が複数あり、全てを記入できない場合には、代表の地番と残りの筆数を「外〇筆」と記入し、筆一覧を別紙として添付してください。別紙において、各地番の全部か一部か、面積及び土地所有者等を記載した一覧表を作成してください。	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日		
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	土地の形質の変更が行われる面積と最大深さ（余掘を含む）を記入ください。また、面積については、算出根拠を記入してください。（例：実測面積、登記面積、CADにより算出した面積等）	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	届出日から30日（中30日）以後となります。	
	有害物質使用特定施設の種類		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所		尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号（住居表示） 尼崎市〇〇町〇丁目〇番、〇番、〇番（地番）
	特定有害物質の種類		ふっ素及びその化合物

水質汚濁防止法施行令別表の施設番号と名称を記入して下さい。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係）

土壤汚染状況調査結果報告書		○○年○○月○○日
尼 崎 市 長 殿		兵庫県尼崎市○○町○丁目○番○号 報告者 尼崎○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 該当するものを囲んでください。 </div> 第3条第8項の命令に係る調査 土壤汚染対策法第4条第2項の調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり 第4条第3項の命令に係る調査 報告します。		
法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	○○年○○月○○日	住居表示と地番を併記してください。
土壤汚染状況調査を行った場所	兵庫県尼崎市○○町○丁目○番○号（住居表示） 兵庫県尼崎市○○町○丁目○番、△番（地番）	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	別図○のとおり	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	シアン化合物、ふっ素及びその化合物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 試料採取等対象物質を記載ください。 </div>	
土壤汚染状況調査の結果	別紙○のとおり ふっ素及びその化合物土壤溶出量基準不適合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 調査結果の概要を記載ください。 </div>	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	○○分析株式会社 （計量証明事業登録番号：○○第○○○号）	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	○○○調査株式会社 （指定番号 環○○○○—○—○○○○）	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	○○ ○○ 技術管理者証の交付番号 第○○○号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	尼崎△△株式会社 兵庫県尼崎市△△町△丁目△番△号 代表取締役 △△ △△	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

土地の履歴資料

(この資料の提出は任意です。また、土壤汚染状況調査の結果を提出する場合は不要です。土壤汚染対策法第4条第3項の命令の資料とします。)

土壤汚染のおそれに関する資料として、お答えいただける項目のみで結構ですので、以下の内容の調査にご協力ください。(①～③の内、該当する答えに○をして下さい)

問1 土壤汚染調査の実施について

○届け出た土地を対象として、土壤汚染の調査を過去に実施したことがありますか。

(①実施した ②実施していない ③わからない) ②③の場合は問2へ

○地歴の調査(土地の利用実績等)について。

(①実施した ②実施していない ③わからない)

○土壤を採取しての調査について。

(①実施した ②実施していない ③わからない) ②③の場合は問2へ

○測定の結果、基準を超える土壤汚染が発見された場合はその物質名をお書きください。

超過した特定有害物質名 ()

○自主調査結果報告書を尼崎市に報告しましたか。

(①報告した ②報告していない ③わからない) ②③の場合は問2へ

○尼崎市への報告書の提出日は(年 月 日)

問2 特定有害物質の使用実績等について

○過去に特定有害物質の使用等(製造・貯蔵・埋設なども含む)の事実がありますか。

(①使用等の事実がある ②事実は無い ③わからない) ②③の場合は問3へ

○使用等の事実がある場合はその特定有害物質名をお書きください。

特定有害物質名 ()

問3 過去に下記の法律に該当する事項がありましたら該当する法律に○をしてください。

(わかる範囲で結構です)

水質汚濁防止法 ・ 大気汚染防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 下水道法 ・ クリーニング業法 ・ 消防法 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 高圧ガス保安法 ・ 労働安全衛生法 ・ 農薬取締法 ・ 化学物質の審査および製造等の規則に関する法律の施行規則 ・ 電気事業法 ・ 鉱業法 ・ 鉱業法施行法 ・ 鉱山保安法 ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法) ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法

問4 届出者と対象となる土地の所在地について

届出者

対象となる土地の所在地